

青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

青森市営一般乗合自動車運送事業における障がい者の介護人への片道普通旅客料金の割引については、これまで身体障害者手帳及び知的障害者に係る療育手帳の交付を受けていた者の介護人で、市長において介護人を必要と認めた場合[※]に限り割引を適用していたが、今般、東日本旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引の対象に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者の介護人にも割引が適用されたことから、青森市営一般乗合自動車運送事業においても同様となるよう条例改正するものである。

※ 障害者手帳における「旅客鉄道運賃減額区分」欄の記載が第1種である障がい者に随伴する旅客（障がい者1人に対して1人に限る。）であって介護能力があると認められる場合

2 改正内容

(1) 料金の割引に関する改正（第8条第1項第1号イ）

片道普通旅客料金の割引の対象に精神障害者健康福祉手帳の交付を受けている者の介護人を加える。

改正後	改正前
(料金の割引)	(料金の割引)
第八条 料金の割引は、次の区分による。	第八条 料金の割引は、次の区分による。
一 片道普通旅客料金	一 片道普通旅客料金
イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、 <u>知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにこれらの方を必要と認めた場合に限る。）</u>	イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 <u>及び知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている者</u> _____並びにこれらの介護人（市長において介護人を必要と認めた場合に限る。） <u>並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u> 前条の規定によって得た額の五割引
□・ハ (略)	□・ハ (略)
二 (略)	二 (略)

(2) 引用

施行期日